

北陸不動産公正取引協議会

令和元年度 事業計画

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

公正競争規約の改正・変更作業も佳境に入りつつある中、時代も令和に改まり、今一度、当協議会の社会的な意義・役割を再確認し、重点的に取り組むべき事項を踏まえ適正な広告活動の更なる推進に努めて参りたい。

従来実施している規約研修会による公正競争規約の理解普及・知識向上並びに不動産広告一斉調査による指導監督に加え、特に社会問題化している「インターネットによるおとり広告」については、他協議会で連携が進んでいる「ポータルサイト広告適正化部会」との協力体制の構築に向け、情報収集・調査研究を行って参りたい。

また、本年 10 月に予定されている「消費増税に伴う広告表示」についても、適正な広告表示がなされるよう注視して参りたい。

以下、事業計画を詳述する。

1. 運営体制の充実

各構成団体事務局等との連携・情報共有を密にし、より充実した運営体制の構築に努める。

2. 諸会議への参加

公正競争規約はもちろんのこと各種規程・措置基準の適正な運用等が消費者庁より厳しく求められていることから、不動産公正取引協議会連合会幹事会・通常総会等へ参加し、公正競争規約等の運用に係る諸問題・統一的な解釈について情報交換・共有を図る。

3. 規約研修会の開催

公正競争規約の周知徹底と遵守意識の啓発・向上を図るため、各構成団体において規約研修会を開催する。

また、より効果的かつ統一的な研修内容を提供するための研修ツールを検討する。

4. 不動産広告一斉調査と違反事由の再発防止

各構成団体に協力を要請し、不動産広告一斉調査を実施する。

また、当地区における不動産広告の掲出傾向等を検証し、より効果的な不動産広告一斉調査のあり方を検討する。

5. おとり広告への対応

消費者庁から不動産公正取引協議会連合会への「おとり広告に対する取締り強化」の要請に基づき、特にインターネット上のおとり広告の取締りを強化し、違反のあった会員事業者に対しては適切な措置を講じる。

また、既に首都圏・近畿地区・九州地区で実施されている「ポータルサイト広告適正化部会との連携施策」（※おとり広告や不当表示等により措置を講じた会員事業者に対し、連携する不動産情報サイトへの物件情報等の掲載を一定期間停止する施策）について、実施に向けた調査・研究を行う。

6. 広告事前相談の実施

広く広告表示・景品企画の事前相談を受け付け、違反・不備広告の未然防止に努め、適正な公正競争規約の運用及び広告活動の推進に努める。

7. 公正競争規約等の改正・変更への対応

公正競争規約等の改正・変更がなされた場合、速やかに会員事業者及び構成団体並びに賛助会員等に対し、周知等の必要な措置を講じる。

8. 活動状況の周知・広報

一般消費者に対し、当協議会の組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会ホームページ」等を通じて周知・広報する。

9. 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁及び他不動産公正取引協議会等との連携を密にし、公正競争規約の統一的解釈の普及・適正な運用に努める。

10. 不動産公正取引協議会連合会幹事会及び通常総会開催への協力

不動産公正取引協議会連合会幹事会及び通常総会が、当年度は当地区で開催される予定であることから、適正な会務等の開催に向け協力する。